

令和 2 年 9 月 15 日

岩手県医療審議会医療計画部会長 様

岩手県医療審議会
会長 小原 紀彰



岩手県保健医療計画（2018-2023）の中間見直しについて（付議）

このことについて、岩手県知事から医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 17 号の規定により別添写しのとおり諮問されたので、岩手県医療審議会部会設置運営要領第 3 の規定により、貴部会に付議します。